

武雄市地域おこし協力隊 募集要項

(域学連携創出コーディネーター)

佐賀県武雄市は九州の北西部に位置する人口約 47,000 人の温泉と陶芸の歴史あるまちです。

武雄市では人口減少が進んでおり、特に中山間地域など周辺部でその傾向が顕著です。少子高齢化や若者の流出が進み、地域の担い手確保や集落機能の維持が重要な課題となっています。特に高校卒業時に「転出超過」のピークを迎える武雄市では、地域の若者を増やし、地域の活力を維持することで持続可能なまちづくりを進めることが重要です。

そういった中、令和 8 年 4 月に武雄アジア大学（以下、大学）が開学を迎えるなど、地域に若者が増えることを契機に、市内の地域や企業、小中高校等の教育機関、NPO や CSO 等（以下、地域等）が抱える課題を幅広く拾い上げ、連携を促すことで、地域や企業等が抱える課題の解決を図るとともに、地域人材の育成・定着に繋げ、まちの活性化を目指します。

そこで、武雄市では地域等の課題を幅広く拾い上げ、大学やその他教育機関等へ橋渡しを行い、地域課題の解決や地域人材の育成・定着を図るための活動をコーディネートする「地域おこし協力隊」を募集します。

「地域や企業等の課題解決に役立ちたい」という方や「地域や若者の力を引き出したい」という方は、ぜひご応募ください。

1. 活動内容

地域等が抱える課題を幅広く拾い上げ、大学等へ橋渡しを行い、地域課題の解決や地域人材の育成・定着を図るための活動をコーディネートしていただきます。

(1) 地域等における課題の掘り起こしに係る取り組み

例) 地域等に出向き、地域課題を調査する。

例) 相談窓口を設置し、地域等が抱える困り事を聴取する。

(2) 地域等の課題を解決するために実施する大学等や若者の活動をコーディネートする取り組み

例) 課題を抱える地域等と大学等の橋渡しを行う。

例) 大学等や若者の具体的な活動を企画立案する

(3) 地域における学びの機会を創出するために大学等が実施する講座やイベント等をコーディネートする取り組み

例) 地域等の学びのニーズを調査する。

例) 大学等が実施する小中高校や市民向けの講座やイベント等を企画立案する

(4) 市内企業等への就業促進等により、大学等の若者が地域に定着するための取り組み

例) 市内企業等の人材確保に関するニーズを調査する。

例) 市内企業等へのインターンシップや就業体験等を企画立案する。

(5) 若者が市内に移住・定住するための情報発信等に係る活動

例) 市内外の若者に対し、市内の暮らし情報や地域活動の様子を発信する

(6) その他、協議の上、武雄市が必要とする活動

2. 活動例

【3年間のイメージ】

- (1年目) ホップ 武雄市の地域や企業・団体、住民等と知り合いになり、課題を収集する。
- ・着任後～3か月程度は、広く武雄市のことを知り、いろんな方々との関係性をつくる
 - ・3か月後からは、積極的に地域や企業・団体、住民等の課題を収集する。
 - ・上記課題解決を図るために、大学等や若者の活動をコーディネートする。
 - ・2年目の活動に向け、情報整理や企画等を検討する。
- (2年目) ステップ 1年目の取り組みを拡大しつつ、若者の地域定着を促進する。
- ・積極的に地域や企業・団体、住民等の課題を収集する。
 - ・上記課題解決を図るために、大学等や若者の活動をコーディネートする。
 - ・若者が地域定着するために、企業等へのインターンシップ等をコーディネートする。
 - ・市内外の若者に対し、武雄市内の暮らし情報や地域活動の様子を発信する。
 - ・3年目の活動に向け、情報整理や企画等を検討する。
- (3年目) ジャンプ 2年目の取り組みを拡大しつつ、地域等と大学等の自発的な連携・取り組みを推進するためにこれまでの取り組みを発信する。
- ・積極的に地域や企業・団体、住民等の課題を収集する。
 - ・上記課題解決を図るために、大学等や若者の活動をコーディネートする。
 - ・若者が地域定着するために、企業等へのインターンシップ等をコーディネートする。
 - ・市内外の若者に対し、武雄市内の暮らし情報や地域活動の様子を発信する。
 - ・これまでの取り組みを地域等に対し広く発信する。

3. 求める人物像

- (1) 相手の話に耳を傾け、相手の気持ちや立場で物事を考えることができる方
- (2) 人と協力して働くことができる方
- (3) 多くのことに興味を持ち、行動に移すことができる方

4. 募集人員

1名

5. 応募資格

次の(1)～(11)のすべてを満たす方。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たし、武雄市地域おこし協力隊として任用後、生活の拠点を本市に移し、本市の住民基本台帳に記載されることができる方
 - ①現在、3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住されている方(※)
 - ②本市以外において、地域おこし協力隊として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ任用期間終了後1年以内の方
 - ③JETプログラム修了者(2年以上JET参加者として活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内)の方

※地域要件の詳細について、総務省「地域おこし協力隊」のWebページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

- (2) 本市の地域おこし協力隊の隊員として任用されたことがない方
- (3) 普通自動車運転免許証を取得している方
- (4) パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイントなど）ができる方
- (5) SNS 等を利用し情報発信を行うことができる方
- (6) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら意欲と情熱を持って活動に取り組み、誠実に活動を遂行できる方
- (7) 地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図りながら、地域住民・関係団体とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方
- (8) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も武雄市に定住し、起業・就業しようとする意欲を持つ方
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方
- (10) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない方

6. 身分等

(1) 身分

「武雄市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市長が委嘱します。市の委嘱を受け、役務の提供等に対する謝礼として業務委託契約に基づく報償費等の支給を受けるものとします。

なお、市との雇用関係は存在しません。

(2) 委嘱期間

委嘱日から 令和 8 年 3 月 31 日まで（任期は年度ごとに更新）

隊員の委嘱時期は令和 8 年 3 月とします。

隊員の委嘱期間は 3 年間とします。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても市は委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 主な活動場所

武雄市内（全域）

8. 活動日数・時間の目安

- (1) 活動日は原則として月曜日から金曜日までの週 5 日間相当を想定しています。
- (2) 活動時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の 1 日 7 時間 45 分（途中 1 時間の休憩をはさむ。）、週 38 時間 45 分相当の活動を想定しています。
- (3) 休日は、武雄市職員に準じて、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間）を想定しています。また、有給休暇が無い場合、成果により協議します。

9. 待遇等

(1) 報償費は、月額 290,000 円です。

①1 カ月間の活動に対して、翌月に支給します。

②市との雇用関係がないため、健康保険、国民保険、傷害保険等には各自で加入し、自己負担となります。

(2) 報償費のほか、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知）別添資料にて例示される地域おこし協力隊員の活動に要する経費について、市と協議したうえで年額 2,000,000 円の範囲内で実費額を支給します。

例) ・住居借上料

※支給額について月額 50,000 円程度の上限額を設定し、上限を超える超過額は自己負担です。また、食費、光熱水費、通信費、区費等は自己負担です。

・活動用車両借上料

・消耗品等に要する経費 など

(3) 隊員が委嘱期間中に活動の一環として取得した情報等は、市に帰属します。

(4) 転入等にかかる本市までの交通費、引越しに必要な費用は、自己負担となります。

(5) 日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。

(6) 兼業・副業は制限しておりません。

10. 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和 7 年 10 月 24 日（金）～令和 7 年 12 月 22 日（月）

(2) 提出方法と必要書類

次の 2 つのうち、いずれかの方法でご提出ください。

◎郵送の場合（令和 7 年 12 月 22 日必着）

①応募申込書（様式あり）、②住民票抄本、③運転免許証のコピーを同封の上、以下送付先へ郵送してください。

（送付先）〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市役所 企画部 企画政策課

◎メールの場合（令和 7 年 12 月 22 日 23:59 必着）

①応募申込書（様式あり）の Word または PDF データ、②住民票抄本の画像（スキャンして PDF でも可）、③運転免許証の画像（スキャンして PDF でも可）を以下のアドレスに送信してください。

（メール送信先）kikaku@city.takeo.lg.jp

武雄市役所 企画部 企画政策課

【注意事項】

※提出書類は返却いたしません

※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります

※メールを利用した場合で 2 次選考まで進んだ方は、住民票抄本の原本を 2 次選考時にご持参ください。

1 1. 選考

(1) 1 次選考：書類選考

提出された応募申込書により書類選考を行い、選考結果は令和 7 年 12 月下旬に応募者全員に文書で通知します。

(2) 2 次選考：面接選考

日程：令和 8 年 1 月 19 日（月）

場所：武雄市内

※上記日程は予定のため変更となる場合もあります。詳細は、1 次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、2 次選考に要する交通費、宿泊費等は個人負担とします。

(3) 2 次選考（最終選考）結果の通知

2 次選考終了後、選考結果を 2 次選考受験者全員に文書で通知します。

選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。予めご了承ください。

1 2. その他

(1) 応募者が、本募集の応募要件を満たすか確認するため、現在お住まいの市区町村や関係機関に調査を行うことがあります。

(2) 応募の際は、募集要項をよく読み、内容に同意した上でご応募ください。募集申込が提出された時点で、応募者は本募集要項に記載の内容に同意したものとみなします。

(3) 合格者に対し、市の契約規則に従い契約事務を進めます。なお、合格者と契約手続きが整わないなどの理由で、合格を取り消す可能性があります。

(お問合わせ)

武雄市役所 企画部 企画政策課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

(TEL) 0954-23-9325

(E-mail) kikaku@city.takeo.lg.jp